

平成25年（行ケ）第59号、同第60号事件

原告 草野利一 外

被告 国

原告ら第4準備書面

東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

平成27年2月19日

原告ら訴訟代理人

弁護士	海	渡	雄	一
弁護士	只	野		靖
弁護士	村	上	一	也

- 1 本訴訟において、原告らは、総務大臣の行った各型式指定処分が「電波法施行規則46条の2第1項5号（本件技術基準）の要件を当時満たしていなかった」との個別具体的な事実を主張しているのではない。上記型式指定処分的前提となった電波法施行規則46条の2第1項5号（本件技術基準）自体が、電波法100条1項による委任の範囲を逸脱したもので無効であり、それ故同基準を根拠としてなされた本件処分も違法となることを主張しているのである。

このように当該処分の個別具体的な事実認定ではなく、法令の有効性自体が争われている裁判においては、法の番人である裁判所こそがその有効無効を判断することになるのであり、当該法令の有効性に関する主張立証は実質的証拠法則によって制限されるものではない。実質的証拠法則は、行政の行った個別具体的な処分が、予め定められた要件を満たしていたかどうかを事後的に審

査するに際し適用される法理であり、そのような個別具体的な事実認定を離れた法令の有効性の認定についてまで、裁判所の権限を奪って行政に委ねるものではない。

- 2 原告が無効であると指摘している命令（電波法施行規則46条の2第1項5号・本件技術基準）は、総務大臣が制定した命令であり、その命令を総務大臣が自ら「有効である」と認定したからといって、裁判所がその認定に唯々諾々と従うべきではない。行政が定める命令は、国会を「国の唯一の立法機関」（憲法41条）としていることのみ例外であり、その行政が定めた命令の適法性を行政自身が認定し、その認定が裁判所を拘束するとすれば、法令の解釈適用を裁判所に委ね、法規範の定立を国民の代表者で構成される国会に集中させた憲法の趣旨に反することになる。

行政自身の制定した命令が、法律の委任の範囲内のものかどうか、有効なものかどうかについては、むしろ裁判所が当該命令の制定された背景について当事者に積極的に主張立証させることにより慎重に審理すべきなのであって、その主張立証を「高度に専門的技術的」であるとか、「実質的証拠法則」の名の下に遮断して、行政機関の認定するままに認定するよう求める被告の対応は、裁判所にその職責を放棄させようとするものに他ならない。

以上